

《 令和5年度 年間監査計画 》

1. 基本方針

本年度の監査執行にあたっては、大河原町監査基準に基づき、事業の管理及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼とし、次のとおり監査等を実施する。

2. 監査等の種類

(1)定期監査 [地方自治法第199条第4項]

上半期における事務事業の執行が、計画的かつ効率的に行なわれているかを検証する。

(2)随時監査 [地方自治法第199条第5項]

必要があると認めたとき、定期監査に準じて実施する。

(3)財政援助団体等監査 [地方自治法第199条第7項]

町が補助金等で財政的援助をしている団体及び指定管理者の、出納その他の事務が適正に処理されているか、補助の目的に添い効率的に執行されているかを検証する。

(4)例月現金出納検査 [地方自治法第235条の2第1項]

現金の残高が諸帳簿と一致しているか、管理は効率的か、出納関係諸表等の計数の正確性及び出納事務が適正に執行されているかを毎月検証する。

(5)決算審査 [地方自治法第233条第2項、公営企業法第30条第2項]

決算関係諸表等の正確性、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行なわれたかを検証する。

(6)基金運用状況審査 [地方自治法第241条第5項]

基金の運用が適正かつ効率的に行なわれたか、運用状況を示す関係諸帳簿の正確性を検証する。

(7)健全化判断比率等審査 [地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項]

町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを検証する。

(8)その他請求及び要求に基づき監査を実施する。

3. 監査期日及び実施場所

別紙「年間監査日程表」のとおり監査委員室で行なうが、詳細についてはその都度通知する。